

長野大学淡水生物学研究所運営委員会要綱

令和5年綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野大学淡水生物学研究所規程第6条第2項の規定に基づき、長野大学淡水生物学研究所(以下「研究所」という。)に置く長野大学淡水生物学研究所運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 研究所運営の基本方針に関すること。
- (2) 研究所の事業計画に関すること。
- (3) 研究所の管理運営にかかる予算に関すること。
- (4) 学長から諮問を受けたこと。
- (5) その他、研究所の管理運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 長野大学淡水生物学研究所長(以下「所長」という。)
 - (2) 長野大学の教員の中から所長が所属長の承認を得て推薦し学長が指名する教員 3～4名
 - (3) 学長が指名する事務局事務職員
- 2 学長が必要と認めるときは、前項の委員に加え、学外の学識経験者を委員に委嘱することができる。
- 3 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。
- 4 第1項第2号で規定する委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集及び運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 議長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 3 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立し、出席委員の過半数の賛成をもって議事を決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第5条 委員会は、議事録を作成し、保管しなければならない。

(報告及び提案)

第6条 委員長は、審議事項のうち特に重要と認める事項を学長学部長会議に提案するとともに、急を要する事項については、すみやかに学長に報告しなければならない。

2 委員長は、必要に応じて委員会の意見を学長に提案することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学務グループ淡水生物学研究所担当が所掌する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。